

毎週月～金曜日 祝日・年末年始を除く

消費生活相談

相談時間 9時～16時
ところ 市消費生活センター(☎0942-85-3800)

職業相談

相談時間 9時～17時
ところ・予約先 ジョブナビ鳥栖
(市役所南別館1階☎0942-50-0008)

電話による労働相談

相談時間 8時30分～17時15分
電話番号 0952-32-7218(佐賀労働局)

年金相談

相談時間 8時30分～17時15分
ところ・予約先 街角の年金相談センター
(市役所南別館1階☎0570-05-4890)

毎月指定日

市民のこころの相談(要予約)

とき 4月8日・22日、いずれも水曜日、
9時30分～11時30分
ところ・予約先 保健センター(☎0942-85-3650)

無料法律相談(弁護士、要予約)

とき 4月2日・9日・16日・23日・30日、
いずれも木曜日、13時～15時
ところ・予約先 市役所1階市民協働課
(☎0942-85-3576)

4月の市民相談会

| とき | 相談内容 |
|------------|------------------------------------|
| 8日 (水) | 9:30～12:00 人権相談 |
| | 9:00～15:00 行政相談 |
| | 13:00～15:00 法律相談(司法書士) 土地建物相談※1 |
| 22日 (水) | 9:00～15:00 行政相談 |
| | 10:00～12:00 暮らしの手続相談(行政書士)※2 |
| | 13:00～15:00 法律相談(司法書士) 土地建物相談※1 |

※1借地・借家の契約など不動産の相談全般
※2遺言や各種契約書、官公署への提出書類の作成などの相談

ところ 市役所1階市民協働課横相談室
予約先 市民協働課(法律相談のみ
要予約☎0942-85-3576)

知っとこ!

消費生活情報

第240回

訪問購入のトラブルに注意!!



◀相談事例▶営業員が「貴金属の買い取りをしている」と突然訪問してきた。母の形見の指輪や金のネックレスなどの処分を考えていたので査定してもらい、30万円で買い取るというので売却することにした。その後、金の価格が上昇していることを知り、営業員にクーリング・オフを申し出たが「クーリング・オフ期間が過ぎていたので、対応できない」と言われた。(60歳代)

購入業者が突然訪問して勧誘することは禁止されています。また、事前に連絡をしてきても、購入業者の名称や買い取る物品を明示しない業者との契約は避けましょう。解約や物品の返還を求める際に必要となるため、契約書面を受け取り、売却する物品の特徴や物品数などを業者と確認しましょう。訪問購入は、法律で定められた書面交付から8日間以内はクーリング・オフができ、また、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。

困ったときは、市消費生活センター(☎0942-85-3800、月～金曜日※祝日・年末年始を除く、9時～16時)へ

納期限のお知らせ

今月と来月に納期を迎える税・保険料です

3月の納税【納期限:3月31日(火)】

- 国民健康保険税【10期】 ●介護保険料【10期】
- 後期高齢者医療保険料【9期】

4月の納税【納期限:4月30日(木)】

- 固定資産税【全期・1期】

※納税は、安全・便利・確実な口座振替で! 詳しくは税務課(☎0942-85-3587)へ。

介護保険料は鳥栖地区広域市町村圏組合(☎0942-85-3637)へ。



あっ!という間にお湯を出す!

給湯器のトラブルなら すぐとぅ 即!湯サービス

15時までには連絡いただければ当日中に対応いたします

TEL 0942-83-3059

株式会社 OSUPRO トスプロ

住所 佐賀県鳥栖市儀徳町2927番地1

営業時間 9:00～17:00 (月～土曜日)

※当日の業務の都合により、翌日以降の対応になる場合がございます。※定休日は受付のみ対応させていただきます。

即駆けつけ、お湯が出るまでお待ちください!



広告



「記事ID」をご利用ください

市ホームページの記事ID検索窓に、市報に掲載しているIDを入力することで情報を確認できます。